

5 施設サービスの状況

令和8（2026）年4月審査分における施設サービスの種類別の受給者について要介護状態区分別の割合をみると、介護福祉施設サービス及び介護医療院サービスでは「要介護3」～「要介護5」の割合が全体の9割以上を占め、特に介護医療院サービスでは「要介護4」「要介護5」を合わせた割合が8割以上となっている。介護保健施設サービスでは「要介護3」及び「要介護4」の割合はそれぞれ2割以上となっている。（図7）

また、令和8年4月審査分の施設サービスの種類別に受給者1人当たり費用額をみると、いずれの施設サービスも要介護状態区分が高くなるほど費用額も高くなっている（図8）。

図7 施設サービスの種類別にみた要介護状態区分別受給者数の割合

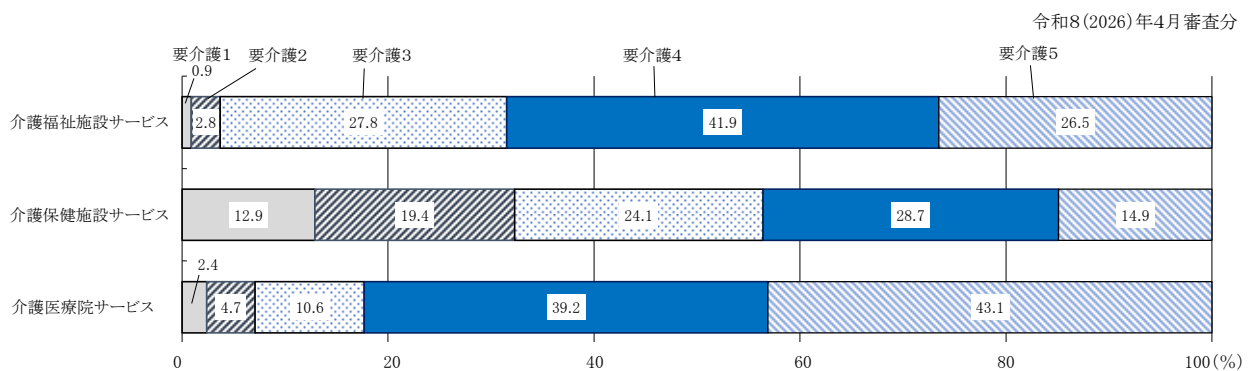
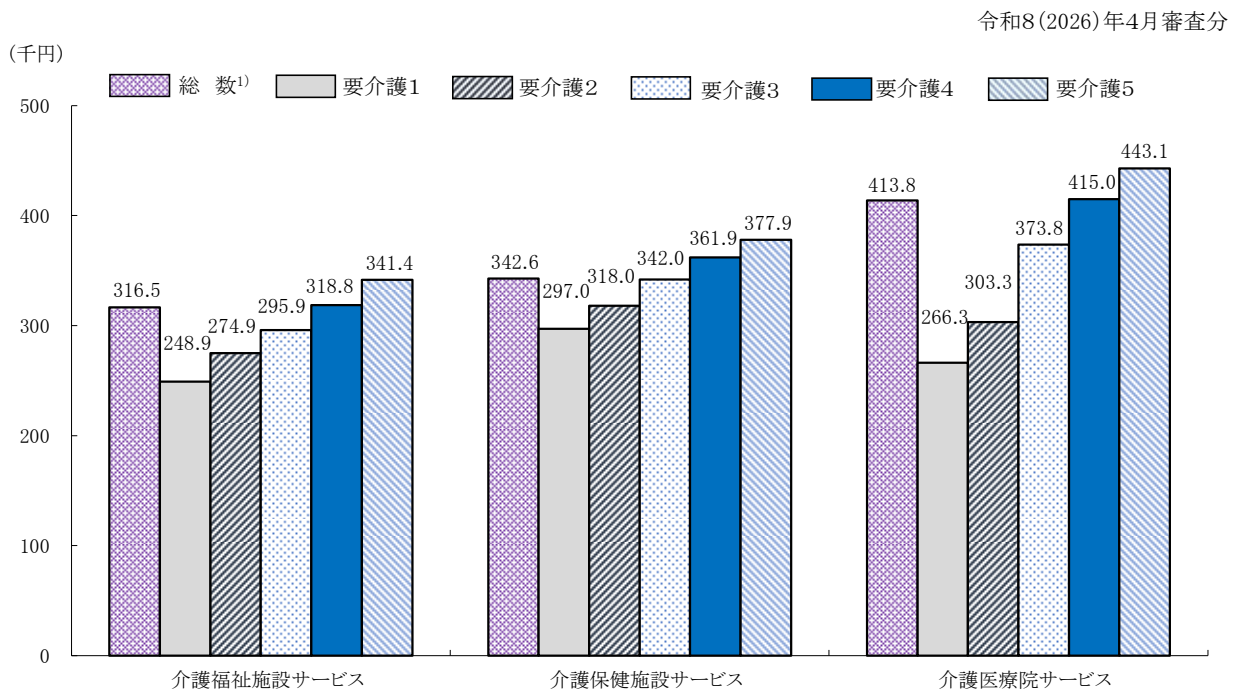


図8 施設サービスの種類別にみた要介護状態区分別受給者1人当たり費用額



注: 受給者1人当たり費用額 = 費用額 / 受給者数

費用額とは審査月に原審査で決定された額であり、保険給付額、公費負担額及び利用者負担額(公費の本人負担額を含む)の合計額である。市区町村が直接支払う費用(償還払い)は含まない。

1) 月の途中で要介護から要支援に変更となった者は、総数に含み内訳には含まない。